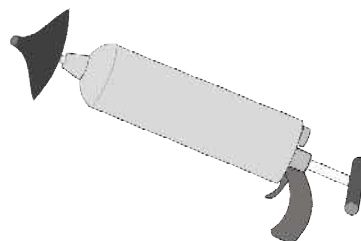
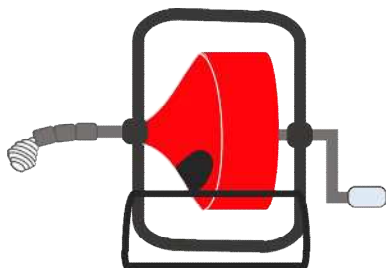


事業登録申請のてびき (建築物排水管清掃業)



東京都健康安全研究センター
広域監視部建築物監視指導課
建築物衛生担当

〒169-0073 東京都新宿区百人町三丁目24番1号

電話 03(5937)1058

FAX 03(5937)1099

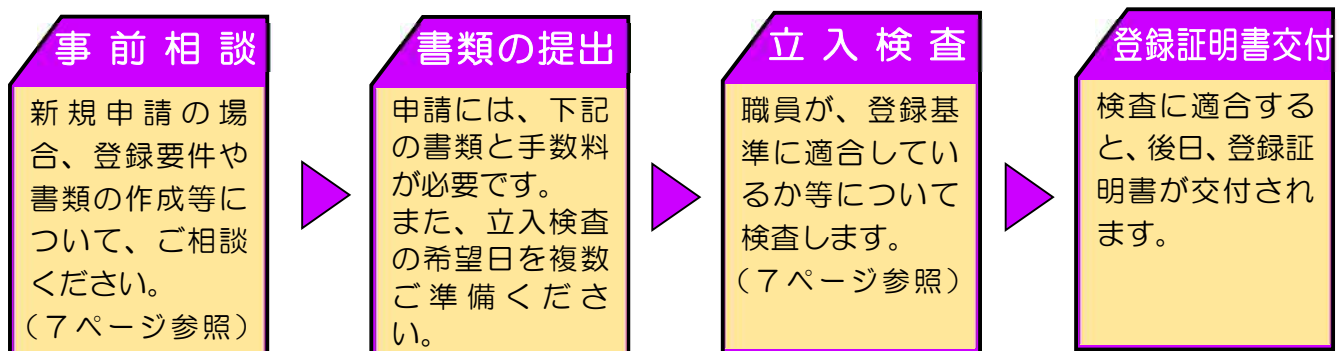
建築物事業登録制度について

建築物事業登録制度とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定され、ビルメンテナンスに関する業務（全8業種）を行う者（営業所※）が一定の要件を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができる制度です。

本制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、その業務に一定の制限を加えるものではありませんので、事業登録を受けなくても営業することは可能です。

※：営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

事業登録の手続き



申請時に必要な書類

- 建築物排水管清掃業登録申請書 一式
 - ❖ 第6号様式、第6号—2～5様式
 - 健康安全研究センターのホームページにも掲載しておりますので、御参照ください。
https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/shinsei/haisuikan/
 - ❖ 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面（3ページ「3 その他の要件」を御参照ください。）
- 排水管清掃作業監督者の資格を証する書類（原本提示）
（資格については、2ページを御参照ください。）
- 履歴事項全部証明書（法人の場合のみ。原本提出。発行3ヶ月以内のもの。）
- 申請手数料 40,000 円（領収書が必要な場合は現金を御用意ください。）

建築物排水管清掃業登録基準

事業登録を受けるには、以下の物的要件、人的要件、その他の要件について、すべて満たしている必要があります。

1 物的要件

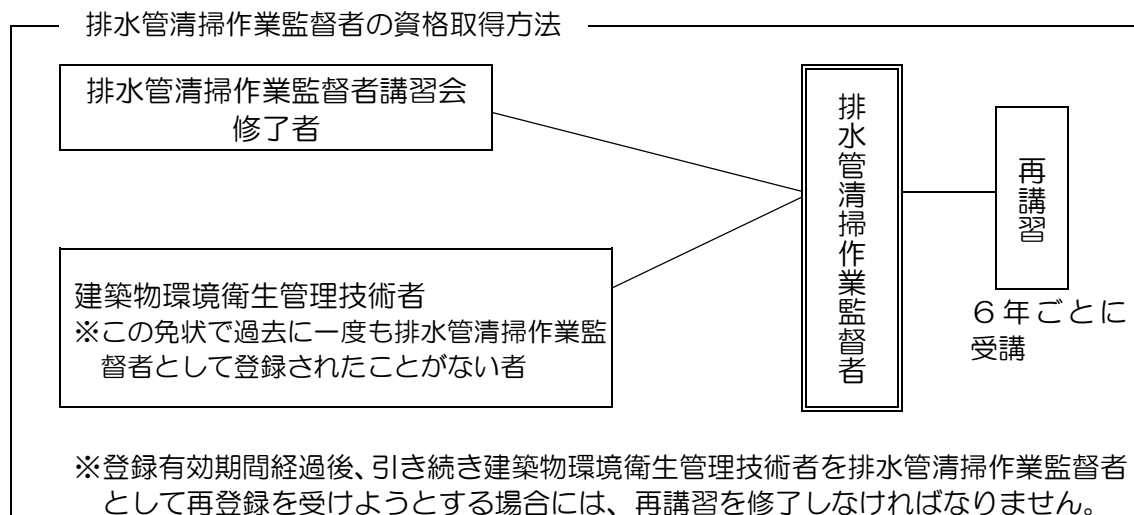
次の機械器具及び保管庫を所有していること（下図参照）。

機 械 器 具	保 管 庫
(1) 内視鏡（写真を撮影することができるもの、ケーブルの長さが15m程度以上のもの） (2) 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル (3) ワイヤ式管清掃機 (4) 空圧式管清掃機 (5) 排水ポンプ 注 これらの機械器具は排水管清掃専用のものでなければなりません。	機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫 ・機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 ・機械器具等を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 ・機械器具を保管するのに適切な規模であること。 ・独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 ・保管庫は施錠できること。

（注）物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借入れは認められません。同一の機械器具で、2つ以上の事業の登録を受ける、または、2ヵ所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

2 人的要件

（1）「排水管清掃作業監督者」がいること。



（注）「排水管清掃作業監督者」は、他の登録営業所の同監督者として登録はできません（兼任できません。）。また、他の登録業種（清掃業、空気環境測定業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水水質検査業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業）の有資格者としての登録もできません（兼任できません。）。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）との兼任も認められていません。

(2) 排水管清掃作業従事者は研修を修了していること。

排水管清掃作業従事者の研修について

実施主体・・・事業者、又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるもの

研修内容・・・排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。研修内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたもの

指導者の要件・・・排水管清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目について十分な知識、技能を有する者

研修の頻度・・・作業に従事する者全員が年間7時間以上受けられること
(回数を分けて実施してもよい)

(注) 新規登録申請の場合には、過去1年間に従事者研修を実施していること、及び今後1年間の計画を立てることが必要です。

3 その他の要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第117号に示す項目にすべて合致していること。(以下の作成例参照)

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】

(排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具
その他の設備の維持管理の方法を記載した書面)

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第117号の内容(◎で表記)を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を(ポイント)に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	監督者	使用する機械器具

(ポイント)

登録されている監督者を含めてください。1 班体制でも構いません。

(例 1)

作業班名	監督者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	高圧洗浄機、高圧ホース、洗浄ノズル 等
2 班	建物 花子	ワイヤ式管清掃機、空圧式管清掃機 等

(例 2)

作業班名	監督者	使用する機械器具
山田班	山田 琵琶留男	高圧洗浄機、内視鏡、排水ポンプ 等
鈴木班	鈴木 美留子	高圧洗浄機、内視鏡、排水ポンプ 等
高橋班	高橋 尾瑠人	高圧洗浄機、内視鏡、排水ポンプ 等

II 作業手順

1 作業工程（排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む）

◎（告示第 117 号 第六の一）

排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行う。

◎（告示第 117 号 第六の二）

排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認する。

◎（告示第 117 号 第六の三）

敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずる。

◎（告示第 117 号 第六の四）

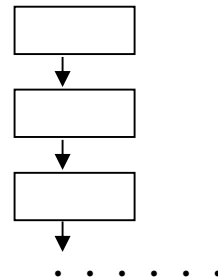
排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認する。

具体的な作業工程

(例 1)

- 1) ○○○
- 2) ○○○
- 3) ○○○
- 4)

(例 2)



ポイント

排水管清掃作業について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください（点線内）。

2 機械器具等の点検の方法

◎（告示第 117 号 第六の五）

排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

具体的な点検方法

ポイント

点検頻度も記述してください。

3 保管庫の管理責任者の氏名

管理責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

監督者である必要はありません。

4 作業報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例) 清掃作業終了後、次の内容を含む報告書を作成し、発注者に提出する。

- ・設備等点検診断結果書
- ・作業内容
- ・監督者名等
- ・作業後の漏水等点検結果
- ・清掃前後の排水管内部の写真

この際、控えを作成し保存する。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎（告示第 117 号 第六の六）

排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示 117 号第六の一下から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

（業務を委託しない場合）

（例）自社にて実施するので委託はなし。

（業務を委託する場合）

（例）基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名（法人にあっては名称）：〇〇株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲：排水管清掃作業全般、等
- (3) 業務を委託する期間：1年間、繁忙期のみスポット契約 等
- 2 建築物の所有者等への通知の方法
建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する
- 3 業務の実施状況の把握方法
実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、委託する場合の書き方で記述してください。

作業員の一部分が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

2について：1の(1)～(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3について：委託を受ける者も、告示第117号第六の一から五に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

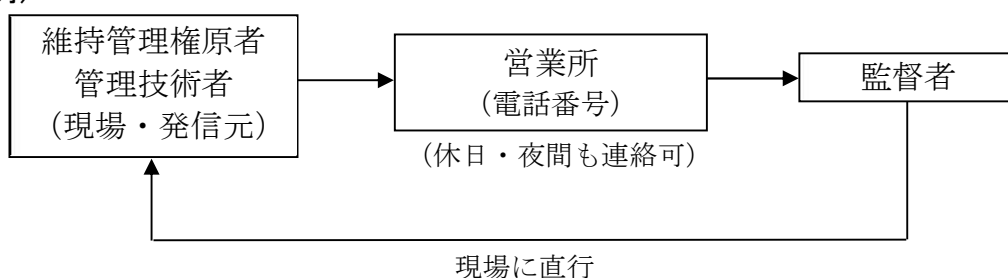
IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第117号 第六の七）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。

具体的な連絡体制等

（例）



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

平日と休日・夜間で連絡先が異なる場合は、その連絡先もご記載ください。

立入検査の内容

1 機械器具の整備・維持管理状況

登録に必要な機械器具について、型番の確認及び機器により動作確認をする場合があります。また、保管庫への収納状況も確認しますので、検査当日は必ず全台数を御用意ください。

2 帳簿書類の整備状況

機器管理台帳*、従事者研修記録*及び資料（テキスト等）、清掃作業実施報告書

（注）*印のある書類は、健康安全研究センターのホームページに様式例を掲載しておりますので、御参照ください。

https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/youshikirei/

★ 検査に際してのお願い

検査当日は、監督者（複数いる場合は、その内の1名）が、必ず立ち会うようにしてください。

事業登録の表示

登録を受けた営業所は、登録業者である旨の表示を行うことができますが、登録を受けずに法に定める表示または類似する表示を行うことはできません。

事業登録の表示を行う場合は、次のことにご注意ください。

（登録の表示）

良い例 東京都事業登録建築物排水管清掃業、東京都〇〇排第〇〇〇号

悪い例 東京都知事認可排水管清掃業、東京都知事指定業者 など

関係機関

事項	実施機関	所在地	電話
監督者講習会 同 再講習会	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター	千代田区大手町1-6-1 大手町ビル7階743区	03(3214)4624
従事者研修	一般社団法人全国管洗浄協会	港区新橋5-10-6	03(6432)4530

相談・申請窓口

受付時間:相談 平日9時～17時
申請 平日9時～16時

名称	所在地	電話
東京都健康安全研究センター 広域監視部建築物監視指導課 建築物衛生担当	新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階	03(5937)1058 (ダイヤル)